

専承第2号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和3年5月10日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第4号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第16項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第17項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「において読み替えて準用する法附則第18条の3」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 専決処分の概要

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 宅地等に対して課する都市計画税の特例措置を令和5年度まで延長すること。  
（附則第7項から第12項まで及び第17項関係）
- (2) 令和3年度の課税標準額が令和2年度の課税標準額を超える場合の宅地等に係る課税標準額を令和2年度と同額とすること。（附則第7項及び第12項関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。